

契約者貸付申込書(法人用)



平成6年4月1日以降、初めて契約者貸付をご利用の場合のみご提出ください

エヌエヌ生命保険株式会社 御中

貴社の保険約款・契約者貸付条項にしたがって、下記契約の契約者貸付を申し込みます。

社用欄

記入日

請求書を記入される日付
(未来日付は不可)

年 月 日

オレンジ枠内をご記入
または押印ください。



保険証券番号

第 号

契約者
<申込者>
(ゴム印可)

法人名および代表者職位・氏名

申込印

登記印

日中連絡先 () - (担当者名/部署名)
ご記入いただいた電話番号に当社から照会・確認のお電話をさせていただく場合があります。

※別添の<貸付条項>を必ずご確認ください。

※平成6年(1994年)4月1日以降、初めて契約者貸付の請求をされる場合は、必ず「契約者貸付請求書、および保険証券もしくは本人確認書類」とともに本申込書をご提出ください。
(ご提出がない場合はお手続きのお取り扱いができません。ただし、2回目以降のお手続きの際は、本申込書は不要です。)

※本申込書のご提出にあたり、印紙税(200円)を納付していただく必要がありますが、貸付金より同額を差し引き、当社が代行納付いたします。
もし、貸付金の満額着金をご希望される場合は、以下の点線枠内に「収入印紙:200円」を貼り付け、申込印と同一印にて割印を押印ください。

印紙税(200円)は貸付金より
差し引いて当社が納付します。

※お客さまご自身で本請求書類をプリントアウトされる場合、「契約者貸付請求書」と本申込書を
両面コピーしないでください。

	拠点受付	本社完備	申込書
保険会社使用欄			<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要

契約者貸付請求書(法人用)

保険証券または本人確認書類を必ずご提出ください

エヌエヌ生命保険株式会社 御中

社用欄

貴社の保険約款・契約者貸付条項にしたがって、下記契約の契約者貸付を請求します。

確認書を同時提出する場合は、請求書に記載の証券番号に加え、確認書記載の証券番号の契約についても同様に手続することに同意します。

記入日

請求書を記入される日付
(未来日付は不可) 年 月 日

保険証券番号

第 号

オレンジ枠内をご記入
または押印ください。



契約者
<請求者>
(ゴム印可)

契約者貸付する場合の注意事項について、別紙「重要事項のご説明」の内容を確認し、了知しました。

法人名および代表者職位・氏名

日中連絡先 ()
(担当者名/部署名)
ご記入いただいた電話番号に当社から照会・確認のお電話をさせていただく場合があります。

請求・確認・同意印

登記印

請求金額

いずれかをご指定ください(確認書添付時のみ下記指定は不要)

最高限度額

右記金額を指定

百万 千 円
0 0 0 0

⚠️ ご注意

ご記入いただいた指定金額が貸付可能な最高限度額を超える場合は、自動的に最高限度額での貸付となります。
左欄の両方へ記入があり、かつ指定金額が最高限度額より少額である場合は、自動的に指定金額での貸付となります。

送金口座

ご契約者である法人様名義の口座をご指定ください

金融機関名

銀行 信組
信金 農協

支店名

フリガナ

支店

出張所

預金種目

普通(総合)

当座 貯蓄

口座番号(右詰めでご記入ください▼)

口座名義人

※カタカナでご記入ください。

※預金種目に○がない場合は「普通(総合)」とみなします。

※ゆうちょ銀行への送金をご希望の場合は、支店名欄に振込用の店名(3桁の漢数字)をご記入ください。

※口座のご指定がない場合は、保険料振替口座へ送金いたします。

新住所

住所変更時のみ

フリガナ

〒

—

都道
府県

市区
郡

TEL.

(

)

マイページ登録

マイページとは、ご契約内容の確認や各種お手続きがご利用いただけるインターネットサービスです。

当社ではご契約者さまにマイページのご登録を推奨しております。ぜひご登録ください。



スマートフォンからお手続きが可能です。
こちらの二次元コードからご登録ください。



保険会社使用欄

拠点受付時チェック欄

本人確認チェック欄

拠点受付

本社完備

入力

PAYBACK承認

印鑑
 有効中契約である
 口座名義が契約者本人名義である
 試算システムにて試算が可能である

契約日:平成2年10月31日以前
 保険種類:EN、EF、JA、VE、VA

必要書類

必要書類

書類名	ご説明			
平成6年4月1日以降初めて契約者貸付を請求される場合 ▶ 契約者貸付申込書	一保険証券につき、申込書一枚が必要となります。その場合、対象の保険証券番号を記載のうえ必要枚数を必ずご提出ください。 (但し、契約当時は一括保険証券扱いで、その後契約内容の変更等により個別証券扱いへ変更された場合は、保険証券番号毎に申込書が必要となります。)			
▶ 契約者貸付請求書	記入方法をご参照のうえ、必要事項を <u>ご契約者様ご自身</u> でご記入・押印ください。			
▶ 保険証券(※) または法人の本人確認書類	保険証券を紛失された場合、もしくはご提出されない場合、ご契約者様に関する右記本人確認書類の <u>いずれか</u> をご提出ください。 <table><tr><td>法人の本人確認書類</td></tr><tr><td>法人の印鑑証明書(発行後6ヶ月以内) <input type="checkbox"/> コピー可</td></tr><tr><td>履歴事項全部証明書(発行後6ヶ月以内) <input type="checkbox"/> コピー可</td></tr></table>	法人の本人確認書類	法人の印鑑証明書(発行後6ヶ月以内) <input type="checkbox"/> コピー可	履歴事項全部証明書(発行後6ヶ月以内) <input type="checkbox"/> コピー可
法人の本人確認書類				
法人の印鑑証明書(発行後6ヶ月以内) <input type="checkbox"/> コピー可				
履歴事項全部証明書(発行後6ヶ月以内) <input type="checkbox"/> コピー可				
対象のご契約によりご提出が必要な場合 ▶ 取引時確認書(法人用)	記入例と「ご提出のご案内」をご参照のうえ、ご記入ください。			
請求書1通で複数件の手続きを請求する場合 ▶ 同封の確認書	確認書に記載した証券番号のうち1枚目のNo.1に記載した証券番号を請求書の証券番号欄にご記入ください。			

※一括証券に関しては、原本ご提出のかわりにコピーでもお取扱いをいたします。なお、コピーをご提出いただく際には保険証券の保険証券番号記載面の全面をコピーのうえ、ご提出ください。あわせて、保険証券番号・保険契約者名・保険証券の(再)発行日が特定できることをご確認ください。

重要事項のご説明

下記重要事項をご一読いただき、内容を確認のうえご了承ください。(本頁はお手元に保管ください。)

契約者貸付の元利合計額(保険料自動振替貸付の元利金残額がある場合、これらを合算した金額)が解約返戻金額を上回った場合、当該保険契約は普通保険約款の規定にもとづき失効します。

貸付利率および貸付金の返済について

貸付利率について

貸付利率は、該当契約の契約日によって適用される利率が異なりますのでご注意ください。(令和4年(2022年)4月1日より下記利率に改定)

貸付利率一覧	契約者貸付を請求するご契約の契約日(契約日は保険証券にてご確認ください。)	貸付利率
	平成7年(1995年)4月1日 以前のご契約	年 6.25% 複利
	平成7年(1995年)4月2日 から 平成8年(1996年)4月1日 までのご契約	年 5.00% 複利
	平成8年(1996年)4月2日 から 平成11年(1999年)4月1日 までのご契約	年 3.10% 複利
	平成11年(1999年)4月2日 から 平成22年(2010年)3月1日 までのご契約 (但し、保険種類が終身ガン保険(10)であるご契約を除く) および 平成11年(1999年)4月2日以降の変額保険のご契約	年 2.50% 複利
	平成22年(2010年)3月2日以降のご契約(変額保険を除く) および平成22年(2010年)2月15日以降の終身ガン保険(10)のご契約	年 1.85% 複利

なお、貸付金に対する利息は、適用される貸付利率により日割計算され、年単位の貸付日の応当日毎に元金に繰り入れられます。

貸付金の返済について

貸付金の返済については、全額一括返済でも一部返済でもどちらでも可能です。但し、一部返済の場合は返済日時点における利息額以上の金額をご返済いただく必要があり、返済金は利息の返済から充当します。

なお、同一契約において、保険料自動振替貸付と契約者貸付の両方の元利金残高がある場合は、以下の順にて返済金を充当します。

- ① 保険料自動振替貸付利息
- ② 保険料自動振替貸付元金
- ③ 契約者貸付利息
- ④ 契約者貸付元金

個人情報等の取扱いについて

当社は個人情報保護に対する取組み姿勢として、「個人情報保護方針(プライバシー・ポリシー)」を策定しております。

お手続きの前に、当社ホームページにてご確認ください(右記の二次元コードからもアクセスできます)。

URL: <https://www.nnlife.co.jp/company/policies/cldata>

当社ホームページにて確認ができない場合は、説明資料を送付します。当社サービスセンターまでお問合せください。

エヌエヌ生命サービスセンター: 0120-521-513 [受付時間] 9:00~17:00(土・日・祝日および12/31~1/3を除く)



契約者貸付申込書／契約者貸付請求書(法人用)記入例

- 記入は黒色のボールペンをご使用ください。消えるボールペンは使用できません。
- 枠内をすべてご契約者様が自署のうえ、押印してください。
- 記載内容を訂正する場合は、二重線で抹消のうえ必ず「請求・確認・同意印」と同一の印を押印してください。

契約者貸付申込書のご記入方法 ※平成6年4月1日以降、初めて契約者貸付をご利用の方のみご提出

申込書を記入される日付をご記入ください。

証券番号をご記入ください。(印字されている場合は必ずご確認ください。)

法人名・代表者職位・代表者名・電話番号をご記入ください。(法人のゴム印可)
申込印は登記印を押印してください。
申込書をご記入される担当者のお名前・所属部署名・日中に連絡可能な電話番号もご記入ください。

契約者貸付請求書のご記入方法

請求書を記入される日付をご記入ください。

証券番号をご記入ください。(印字されている場合は必ずご確認ください。)

請求金額を以下よりどちらか選択のうえ、チェックをご記入ください。
①最高限度額
②金額を指定(金額を10,000円以上かつ10,000円単位にてご記入ください。)

送金口座には、必ずご契約者である法人様名義の口座をご指定ください。同一法人名義以外の口座への送金については、一切承ることができません。口座名義人は、カタカナでご記入ください。

当社にお届けいただいているご住所に変更がある場合のみ、新住所をご記入ください。
ご記入いただいた新住所を、今後のご契約者様住所として登録させていただきます。

法人名・代表者職位・代表者名・電話番号をご記入ください。(法人のゴム印可)
請求書をご記入される担当者のお名前・所属部署名・日中に連絡可能な電話番号もご記入ください。

別紙「重要事項のご説明」の内容を確認・同意のうえ、「請求・確認・同意印(登記印)」を押印してください。

⚠️ お手続きについて

1. 契約者貸付は、該当契約(契約者貸付の取扱が可能な保険種類に限る)の貸付日時時点の解約返戻金の9割までを貸付限度としてお取り扱いします。なお、該当契約に未経過保険料等がある場合であっても、これを契約者貸付の担保とすることはできません。
2. 請求を行うご契約が失効している場合は、契約者貸付のお手続きはできませんので、復活手続きのうえ、ご請求ください。また、保険契約のその他状況によっても、契約者貸付のお手続きができない場合があります。
3. 貸付金は、請求書を当社の本社にて受付した日(必要書類に不備がある場合、当該書類が完備となった日)の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の口座宛に送金処理を行います。

ご不明点のお問い合わせは、こちらで承ります。

エヌエヌ生命サービスセンター

0120-521-513 <https://www.nnlife.co.jp>

9:00~17:00(土・日・祝日および12/31~1/3を除く)

マイページにご登録ください。

スマホやパソコンで、簡単に契約内容の照会や住所変更のお手続きなどをご利用いただけます。



マイページのご登録にはこちらのコードから



ご契約の保全手続きに際してご留意いただきたいこと

以下のお手続きをされるお客さまは必ずご確認ください。

<p>現在のご契約を 解約・減額される場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約をご解約されると、各種特約を含む本契約にかかる一切の保障はなくなります。 ●現在のご契約を解約・減額して新たなご契約のお申込みをされる場合は、多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、健康状態によっては、新たなご契約をお引き受けできない場合や保険料の負担が増すなどの不利益が生じる場合があります。 ●新たなご契約によっては、保険金などのお支払いができない期間（不担保期間）があります。また、現在のご契約を解約・減額する時期によって、保障されない期間が生じること、一定期間の保障内容の不足が生じることがあります。 ●新たなご契約について、責任開始の日から3年以内の自殺や、原因となる疾病や傷害などが責任開始の日以前に生じている場合などには、保険金などのお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。 ●現在のご契約を解約・減額する時期により、現在のご契約に対する保険料と新たなご契約に対する保険料のお支払いとが、重複することがあります。
<p>払済保険への 変更をされる場合</p>	<p>払済保険への変更後は、保険金額が小さくなります。また、現在のご契約によっては、払済保険への変更後の保障内容が変更前の保障内容と異なる場合があります。</p>
<p>契約者変更を される場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●法人から個人に契約者変更される場合は、新たな契約者である個人が前契約者である法人の取締役または理事である場合、会社法上、事前に取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)または理事会の承認が必要となります。 ●法人から法人に契約者変更される場合は、被保険者と新契約者の関係は、役員または従業員であることや、保険加入についての社内規程(生命保険契約付保に関する規定等)に基づいた手続きである必要があります。
<p>契約者貸付を される場合</p>	<p>契約者貸付の元利合計額(保険料自動振替貸付の元利金残額がある場合、これらを合算した金額)が解約返戻金額を上回った場合、当該保険契約は普通保険約款の規定にもとづき失効します。</p>

当社では保険本来の趣旨を逸脱するようなお手続きを防止するため、以下の対応を行っています。

<p>失効後の請求権の消滅 および 解約返戻金の返還</p>	<p>失効後、復活または解約手続きを行わないまま所定の期間が経過した場合、約款の規定により解約返戻金の請求権が消滅し、原則、ご解約のお手続きをお受けできなくなることから、対象となる解約返戻金について、お客さまの口座に当社から返還します。</p>
<p>支払調書の発行 (個人への名義変更後)</p>	<p>所定の要件に該当した場合、解約・減額により発生した解約返戻金額をもとに支払調書を発行いたします。また、年間で複数回の減額手続きが行われるなどの租税回避行為が疑われる場合には、税務署等への情報提供を行う場合があります。</p>
<p>各種変更手続き</p>	<p>課税時期の調整、租税回避行為などが疑われる場合は、保全手続きの目的をご確認させていただくことがあります。また必要に応じて、税務署等への情報提供を行う場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●課税時期を意図的に調整することを目的とした払済保険への変更 ●租税回避が疑われる法人から個人への名義変更（契約者変更） ●一定期間内において複数回の保全手続きが行われた場合 など

その他、保険本来の趣旨(保障等)を逸脱する行為、または租税回避の可能性が疑われる場合には、お手続きの目的等をご確認させていただく、もしくは、お手続きをお受けできないことがあります。

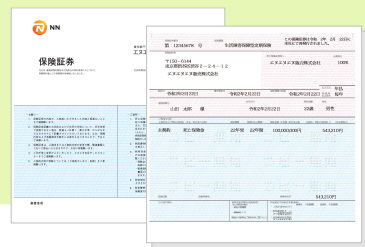
お手続きには・・・

本人確認書類のご提出が必要です。

STEP 1

該当契約の保険証券をお持ちですか？

※被保険者名簿でのお手続きはできません。



YES

STEP 2

本人確認書類として、どちらかの書類をご準備ください。

● 法人の印鑑証明書 (発行後6か月以内)

貴社でご登録されている印鑑の印鑑証明書をご提出ください。

コピー可



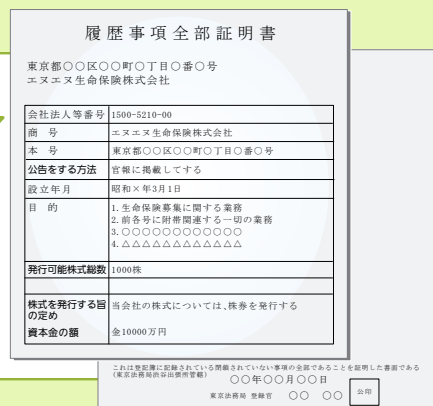
または

● 履歴事項全部証明書 (発行後6か月以内)

一部分のみではなく全ページをご提出ください。

※登記情報サービスは本人確認書類としてのご利用はできません。

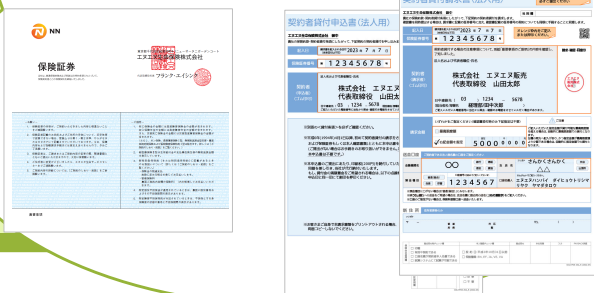
コピー可



今回ご提出いただく書類は・・・

保険証券 と 請求書

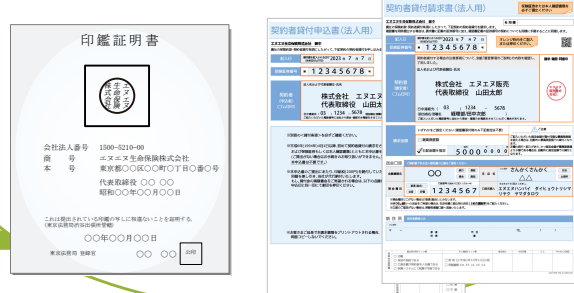
初回貸付時は、申込書もご提出ください。



今回ご提出いただく書類は・・・

本人確認書類 と 請求書
(コピー可)

初回貸付時は、申込書もご提出ください。



－ 貸付条項 －

1. 貸付金の利息は、当社の定める利率で計算し、ご返済のない場合は貸付の日から1年毎に元金に繰り入れます。但し、追加で貸付を受ける場合は、追加貸付日に元金繰り入れを行い、この日を新たな貸付日とし、既貸付元利金との合算額を新たな貸付金とします。
2. 前項の利率は、毎年1月および7月の最初の営業日において見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合に、その利率を変更することがあります。利率を変更する場合は、1月の見直しの時は4月1日から、7月の見直しの時は10月1日から、既契約および新たな貸付に対し変更後の利率を適用します。
3. 貸付金は、いつでも全額または一部返済することができます。なお、期間の途中でご返済の場合には、利息を日割計算します。
4. 貸付金の元利合計額(保険料の振替貸付金がある場合は、その元利合計額を加えたもの)が保険契約の解約返戻金額を超えた場合は、普通保険約款の規定にもとづき、該当の保険契約は効力を失います。
5. 保険契約の消滅事由(無効、解約、または死亡・高度障害・満期保険金支払等の事由)が発生した場合、またはご契約内容の変更(保険金の減額、保険料払込期間の変更、保険期間の変更等)を行った場合には、保険契約者もしくは保険金等を受け取るべき者に対して支払う金額から貸付元利金を差し引いて精算します。
6. 保険契約者について、特別清算開始の命令、破産手続・民事再生手続・会社更生手続開始の決定がなされた場合、その他当社の債権保全を必要とする相当の事由が生じたと認められる場合は、その事由が発生した日に貸付金の返済期日が到来し、かつ保険契約は効力を失うものとします。その場合、貸付元利金は当社が支払うべき金額と相殺して精算します。
7. 平成11年4月2日の約款改訂に伴い、定期保険およびガン保険の約款に契約者貸付に関する規定が追加されました。なお、この規定は平成11年4月1日以前に締結された契約にも適用されます。契約日が平成11年4月1日以前のご契約については、お手元の普通保険約款に加え、下記の規定をご確認ください。

【平成11年4月2日改訂の定期保険普通約款より抜粋】

第17条 (保険契約者に対する貸付)

1. 保険契約者は、会社の定めるところにより、会社の承諾を得て、解約返戻金額(本条の規定による貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額)の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社所定の金額に満たない場合には、本条の貸付は取り扱いません。
2. 本条の規定によって貸付を受けるときは、保険契約者は、別表3に定める必要書類を会社に提出することを要します。
3. 本条の規定による貸付金の利息は、会社の定めた利率で計算します。
4. 保険契約者は、本条の規定による貸付金がある場合には、会社の定めるところにより、いつでも貸付元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。
 - (1) 保険金が支払われるとき
 - (2) 保険金額が減額されたとき
 - (3) 保険期間または保険料払込期間が変更されたとき
 - (4) 第1号以外の事由によって保険契約が消滅したとき
5. 本条の規定による貸付元利金が解約返戻金額をこえた場合には、保険契約者は、会社の定める金額を払込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
6. 会社の指定した期日までに前項の払込みがなかった場合には、保険契約は効力を失います。

【平成11年4月2日改訂のガン保険普通約款より抜粋】

第20条 (保険契約者に対する貸付)

1. 保険契約者は、会社の定めるところにより、会社の承諾を得て、解約返戻金額(本条の規定による貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額)の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社所定の金額に満たない場合には、本条の貸付は取り扱いません。
2. 本条の規定によって貸付を受けるときは、保険契約者は、別表6に定める必要書類を会社に提出することを要します。
3. 本条の規定による貸付金の利息は、会社の定めた利率で計算します。
4. 保険契約者は、本条の規定による貸付金がある場合には、会社の定めるところにより、いつでも貸付元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。
 - (1) 保険金または診断給付金が支払われるとき
 - (2) ガン入院給付金日額が減額されたとき
 - (3) 保険期間または保険料払込期間が変更されたとき
 - (4) 第1号以外の事由によって保険契約が消滅したとき
5. 本条の規定による貸付元利金が解約返戻金額をこえた場合には、保険契約者は、会社の定める金額を払込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
6. 会社の指定した期日までに前項の払込みがなかった場合には、保険契約は効力を失います。

※上記別表3および別表6に定める書類とは、(1)当社所定の請求書、(2)保険契約者の印鑑証明書、(3)最終の保険料領収証、(4)保険証券を指します。会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。



料金受取人払郵便

1 0 7 - 8 7 8 0

赤坂局承認

定形郵便物 2 2 7

6266

差出有効期間
2026年9月
30日まで

切手を貼らずに
お出しください。

氏名	住所
	〒

〈差出人〉

エヌエヌ生命保険株式会社
サービスセンター 行

赤坂郵便局私書箱1110号
(受取人)



該当するお手続きをチェックしてください。

- ご用立て金ご請求 給付金のご請求
 名義変更・住所変更 保険料お支払関係書類
 その他 インターネットサービス関係



宛名ラベルのご使用方法

- ①左記宛名ラベルは、請求書とその他同封書類をお送りいただく際に限りご利用になれます。
- ②サイズを変えずに印刷してご利用ください。
- ③点線の切り取り線に合わせて裁断してください。
- ④定型の封筒の左上に合わせて、貼り付けてください。
- ⑤差出人欄に、必ずご住所・ご氏名をご記入ください。

ご 注 意

- ・印刷する際は、サイズ変更（拡大・縮小）をしないでください。
- ・定型の封筒をご用意ください。
- ・宛名ラベルが剥がれないようにしっかり糊付けしてください。
- ・この宛名ラベルには使用期限がございます。使用期限が過ぎている場合は使用できませんのでご注意ください。
- ・第三者への譲渡等を禁止します。

